

目次

第1章 面会交流の意義と最近の動き

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| I | 面会交流とは | 2 |
| 1 | 面会交流が明文化されるまでの変遷 | 2 |
| 2 | 児童の権利条約 | 3 |
| 3 | 民法による明文化 | 3 |
| II | 面会交流権の法的性質 | 4 |
| III | 現在の家庭裁判所の実務 | 5 |
| IV | 家事事件手続法——子どもの手続代理人 | 6 |
| 1 | 家事事件手続法の成立とその意義 | 6 |
| 2 | 子どもの手続代理人 | 7 |
| 3 | 子の意思の把握・考慮 | 7 |
| V | ハーグ子奪取条約・実施法と「子の引渡し」の最新状況 | 9 |
| VI | まとめ | 10 |

第2章 面会交流紛争を解決する手続の流れと代理人の留意点

| | | |
|---|--------------------------|----|
| ♣ | はじめに | 12 |
| I | 面会交流紛争の特徴と代理人としての対応のポイント | 13 |
| 1 | 面会交流の実施に向けた調整と支援の重要性 | 13 |

目 次

| | | |
|-----|--|----|
| 2 | 面会交流が問題となる場面 | 13 |
| 3 | 面会交流に関する紛争の背景事情 | 14 |
| (1) | 離婚を前提とした別居中における面会交流に関する 紛争の実情と特徴 | 14 |
| (ア) | 子の心理状態 | 14 |
| (イ) | 同居親の心理状態 | 15 |
| (ウ) | 非同居親の心理状態 | 15 |
| (エ) | 小 括 | 16 |
| (2) | 離婚後の面会交流に関する紛争の実情と特徴 | 16 |
| (ア) | 合意があるにもかかわらず面会交流が途絶えているケース | 16 |
| (イ) | 離婚に際して夫婦間で面会交流に関する合意がなされて おらず、離婚後に面会交流の話し合いがなされるケース | 17 |
| 4 | 別居中の面会交流を実施するうえでのポイント（初期対応の ポイント） | 18 |
| (1) | 両親の離婚に直面している子の心情を周囲の大人が 理解すること——子の不安への理解と寄り添い | 18 |
| (2) | 周囲の大人が面会交流の結果に神経質にならないこと ——同居親の不安への理解と寄り添い | 18 |
| (3) | 面会交流の方法については、子のストレスが最小限になるよう 注意をすること——非同居親の焦りや不満への理解と寄り添い | 19 |
| 5 | 離婚後の面会交流を実施するうえでのポイント | 20 |
| II | 面会交流紛争を解決する手続の流れ | 22 |
| 1 | 離婚の交渉中での面会交流の話し合い | 22 |
| 2 | 話し合いで面会交流が実施できない場合の調停の活用 | 24 |
| (1) | 離婚とあわせて面会交流の話し合いをしたい場合 | 25 |
| (2) | 面会交流の話し合いのみをしたい場合 | 25 |
| III | 面会交流事件の代理人に求められる基本姿勢 | 26 |

| | | |
|-----|---|----|
| 1 | 監護親（同居親）の代理人に求められる基本姿勢 | 26 |
| 2 | 非監護親（非同居親）の代理人に求められる基本姿勢 | 26 |
| IV | 別居して間がない時期 | 28 |
| 1 | 同居親の代理人に求められる考え方と対応 | 28 |
| 2 | 非同居親の代理人に求められる考え方と対応 | 29 |
| V | 離婚あるいは面会交流に関する調停が係属している時期 | 30 |
| 1 | 監護親の代理人に求められる考え方と対応 | 30 |
| (1) | 監護親からの聞き取り | 30 |
| (2) | 第三者機関の面会交流支援を受けるための協議、調停調書の 記載事項 | 30 |
| 2 | 非監護親の代理人に求められる考え方と対応 | 31 |
| (1) | 非監護親への働きかけ | 31 |
| (2) | 申立書等作成にあたっての注意事項 | 31 |
| | 【書式1】 子の監護に関する処分（面会交流）調停申立書 ／ 33 | |
| | 【書式2】 事情説明書 ／ 35 | |
| (3) | 非監護親の監護親に対する協力への認識の把握 | 37 |
| (4) | 調停段階での解決をめざした環境調整・交渉 | 37 |
| 3 | 監護親・非監護親の双方の代理人に求められる考え方と対応 | 38 |
| (1) | 家裁調査官の関与の考え方と対応 | 38 |
| (ア) | 調査官調査に対する意見等 | 38 |
| (イ) | 調査報告書の閲覧・謄写 | 39 |
| (ウ) | 試行的面会交流 | 39 |
| (2) | 履行確保を念頭においた調停条項の考え方と対応 | 40 |
| (3) | 間接強制による強制執行の考え方と対応 | 40 |
| (ア) | 概要 | 40 |
| (イ) | 調停調書に基づく間接強制決定をすることができないとさ れた事例 | 41 |

目 次

| | |
|---|----|
| (ウ) 審判に基づく間接強制決定をすることができることとされた 事例／ 42 | |
| (エ) 小 括／ 43 | |
| VI 面会交流に関する調停が不成立となり審判に移行した後の時期…… | 45 |
| 1 実質的な協議が未了のまま審判移行したケースの対応…… | 45 |
| 2 陳述書作成にあたっての注意事項…… | 46 |
| (1) 陳述書の記載内容…… | 46 |
| (2) 監護親の意向…… | 46 |
| 3 家裁調査官の関与…… | 46 |
| 4 代理人活動の視点…… | 47 |
| (1) 継続的な支援の約束…… | 47 |
| (2) 調停成立を視野に入れた活動…… | 47 |
| 5 即時抗告の申立て…… | 48 |
| VII 履行確保の考え方と手続…… | 49 |
| 1 実施状況が落ち着くまでの一定期間の支援…… | 49 |
| 2 履行勧告の申出…… | 49 |
| 3 再調停の申立て…… | 50 |
| 4 間接強制の申立て…… | 50 |
| 5 損害賠償請求…… | 51 |

第3章 面会交流を実施するための関係諸機関

| | |
|--|----|
| I 家庭裁判所、家裁調査官による面会交流実施のための手続と 事例 …… | 54 |
| 1 家裁調査官…… | 54 |

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 2 | 面会交流事件における家裁調査官の役割 | 55 |
| (1) | 面会交流事件における家裁調査官の調査 | 55 |
| (ア) | 事実の調査 | 55 |
| (イ) | 子の意向および状況の調査 | 56 |
| (ウ) | 試行的面会交流の実施 | 56 |
| (エ) | 双方の主張の整理 | 56 |
| (オ) | 出頭勧告 | 56 |
| (カ) | 調停立会い | 57 |
| (2) | 離婚調停・離婚訴訟の手続の流れと留意点 | 57 |
| 3 | 面会交流が円滑に実施できるようにするための配慮 | 58 |
| 4 | 面会交流の履行確保における家裁調査官の役割 | 62 |
| 5 | おわりに | 63 |
| II | 大阪ファミリー相談室における面会交流支援の概要と利用方法 | 65 |
| 1 | 大阪ファミリー相談室の実情と面会交流支援の実施状況 | 65 |
| 2 | 面会交流支援担当者と学生ボランティアの参加 | 66 |
| 3 | 面会交流支援申込みの受付 | 66 |
| 4 | 事前面接と面会交流支援の受理 | 67 |
| (1) | 事前面接 | 67 |
| (2) | 面会交流支援の受理 | 68 |
| 5 | 面会交流支援の種類 | 68 |
| (1) | 付添い型 | 69 |
| (2) | 受渡し型 | 69 |
| (3) | 付添い型から受渡し型への移行 | 70 |
| 6 | 面会交流の頻度・回数 | 70 |
| 7 | 当室で面会交流をしている子の年齢等 | 70 |
| 8 | 面会交流の曜日・場所等 | 71 |
| 9 | 面会交流の時間帯 | 72 |

目 次

| | | |
|----|--------------------------|----|
| 10 | 面会交流支援費用の分担と減免制度 | 72 |
| 11 | 来室、退室時の配慮と子への対応 | 73 |
| 12 | 監護親の面会交流への同席 | 73 |
| 13 | 面会交流の基本姿勢 | 74 |
| 14 | 監護親への働きかけ | 75 |
| 15 | 非護親への働きかけ | 75 |
| 16 | 代理人へのお願い | 76 |
| | (1) 当事者への教示・働きかけ | 76 |
| | (2) 柔軟な調停条項の作成 | 77 |
| | (3) 当事者と支援者の間の連絡・調整 | 77 |
| | (4) 利用の案内 | 77 |
| Ⅲ | その他の支援団体と公的支援 | 79 |
| 1 | 民間団体による面会交流支援 | 79 |
| 2 | 国による施策 | 80 |
| | (1) 東京都などの自治体による面会交流支援事業 | 80 |
| | (ア) 支援の具体的内容／80 | |
| | (イ) 現状と課題／80 | |
| | (2) 明石市による「こども養育支援」 | 81 |
| 3 | 今後の課題 | 81 |

第4章 ハーグ子奪取条約・実施法と「子の引渡し」

| | | |
|----|-------------|----|
| I | はじめに | 84 |
| II | ハーグ子奪取条約の特徴 | 85 |

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 1 | 国家と家族の関係 | 85 |
| 2 | 日本国内事件の手續との相違 | 85 |
| III | 監護権の意味 | 87 |
| IV | 外国返還援助——インカミング・ケース | 89 |
| 1 | 概要 | 89 |
| 2 | 返還手續 | 89 |
| 3 | 調停手續 | 92 |
| V | 日本国返還援助——アウトゴーイング・ケース | 93 |
| 1 | 離婚後の場合 | 93 |
| 2 | 別居中の場合 | 94 |
| VI | 面会交流の確保 | 97 |
| VII | 今後の対応 | 99 |

第5章 紛争事例に学ぶ面会交流の実務

| | | |
|------|---------------------------|-----|
| ♣ | はじめに | 102 |
| I | 面会交流紛争事例 Q&A | 103 |
| 事例 1 | 子の意思が問題となるケース(1)——子の意思の確認 | 103 |
| 事例 2 | 子の意思が問題となるケース(2)——子の拒否 | 108 |
| 事例 3 | 父母が遠隔地に居住しているケース | 112 |
| 事例 4 | きょうだいが分離して監護されているケース | 117 |
| 事例 5 | 監護親から非監護親に面会を求めるケース | 119 |
| 事例 6 | 養育費不払いが問題となるケース | 122 |
| 事例 7 | 再婚が問題となるケース(1)——監護親の再婚 | 125 |
| 事例 8 | 再婚が問題となるケース(2)——非監護親の再婚 | 130 |

| | | |
|------|--|-----|
| 事例9 | 面会の実現に困難な事情があるケース(1) ——離婚時の有責事由（不倫）と激しい感情的対立 …………… | 132 |
| 事例10 | 面会の実現に困難な事情があるケース(2) ——父の母に対するDV …………… | 136 |
| | 〔コラム〕 親のDVが子に与える影響／140 | |
| 事例11 | 面会の実現に困難な事情があるケース(3) ——父の母・子に対するDV …………… | 141 |
| 事例12 | 祖父母との面会が問題となるケース …………… | 144 |
| II | 面会交流をめぐる審判却下事例…………… | 148 |
| ① | 子らの年齢、両親が別居・離婚に至った経過、両親の現在の 対立状況等から、現時点における面会交流は時期尚早であり、 子が成長し面会交流を望む時期を待たせることが望ましいとし て面会交流を認めなかった事例（大阪家審平成5・12・22） …………… | 149 |
| ② | 一貫して面会交流を拒否する子の意思を尊重すべきであると して面会交流を認めなかった事例（東京家審平成7・10・9） …… | 150 |
| ③ | 幼年の子の情緒面に配慮して面会交流を認めなかった事例 （岐阜家大垣支審平成8・3・18）…………… | 151 |
| ④ | 子の年齢、心身の成長状況に応じて面会交流の内容・態様につ いて配慮をすべきであるとして、13歳の長男については面会 交流を認める一方、9歳の長女については面会交流を認めなか った事例（横浜家審平成8・4・30） …………… | 152 |
| ⑤ | 接近禁止等仮処分決定がなされているにもかかわらず非監護 親が子を奪取しようとするなどしたため父母の対立が顕著な状 況下においては、面会交流を認めることはかえって子らの福祉 を害するものといわざるを得ないとして面会交流を認めなか った事例（東京家審平成13・6・5） …………… | 153 |
| ⑥ | 暴力を振っていた非監護親が真摯に反省し、監護親や子の | |

| | |
|---|-----|
| 立場に思いを致すことができるようになるまでは、面会交流は認められないとした事例（横浜家審平成14・1・16） | 154 |
| ⑦ DV加害者に被害者や子に対する配慮がみられず、被害者も心理的手当てが必要な状況にある場合には、面会交流は認められないとした事例（東京家審平成14・5・21） | 155 |
| ⑧ 父母の対立関係が激しく早期の解消が期待しがたい場合には、面会交流の実施が子に精神的な動揺を与え子の福祉を害するとして、面会交流が認められなかった事例（東京家審平成14・10・31） | 156 |
| ⑨ 家裁調査官の指摘を無視して強引な面会交流を続けるなど、面会交流は子の福祉にかなうものでなければならないという視点が非監護親には欠けているとして、面会交流が認められなかった事例（福岡高那覇支決平成15・11・28） | 157 |
| ⑩ 子らの年齢および意向を考慮したうえ、3名の子のうち、12歳の長女については面会交流を認めるべきとしたが、9歳の長男と6歳の二女については面会交流を認めるべきではないとした事例（東京家八王子支審平成18・1・31） | 159 |
| ⑪ 非監護親が面会交流のルールを遵守せず、子の心情や生活状況に配慮した適切な方法による実施を期待することができない状況下で面会交流を認めることは子の福祉に適合しないとして面会交流が認められなかった事例（横浜家相模原支審平成18・3・9） | 161 |
| ⑫ 養母との関係が実親子間と実質的に同等といえるほど強固なものとなっているとまではいえない場合には、母との面会交流が制約を受けることはやむを得ないとして直接の面会交流は否定しつつ、将来の面会交流を円滑にするためとして子の写真と通知票の写しの送付を命じた事例（京都家審平成18・3・31） | 162 |

目 次

| | | |
|-----|--|-----|
| 13 | 子らの居所を知ろうとして不適切行為を行った父に対する根深い不信感から子らが面会交流を拒否している場合には、面会交流の実施は子らの心情の安定を大きく害するとして面会交流を認めなかった事例（東京高決平成19・8・22） | 164 |
| 14 | 子から父との面会交流の要望について、父母の紛争再燃等の懸念から、早急な面会交流の実施は子の福祉に必ずしも合致するものではない、当分の間は手紙のやりとりを通じて交流を図ることが相当であるとして父に子あての手紙を送付するよう命じた事例（さいたま家審平成19・7・19） | 166 |
| III | 面会交流をめぐる調停条項、審判・決定主文と実務上の留意点 | 168 |
| 1 | 調停条項例と実務上の留意点 | 168 |
| (1) | 基本条項 | 168 |
| (ア) | 回数の定め／168 | |
| (イ) | 具体的な日時・場所・方法等の定め／168 | |
| (ウ) | 当事者間の協議／169 | |
| (2) | 宿泊を伴う面会交流 | 169 |
| (3) | 第三者の立会い | 169 |
| (4) | 非監護親以外の面会交流 | 170 |
| (5) | 直接の面会以外による面会交流 | 170 |
| 2 | 審判・決定主文と実務上の留意点 | 171 |
| (1) | 面会時間 | 171 |
| (2) | 第三者の介在 | 172 |
| (3) | 事情の変化の考慮 | 173 |
| | ・裁判例・審判例索引／176 | |
| | ・編者・執筆者紹介／178 | |